

# 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 の一部を改正する省令」の概要

(令和5年2月16日公布：環境省令第1号)

## 1. 背景・趣旨

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）においては、国際希少野生動植物種の登録の申請に当たっては個体識別措置を講ずるよう求めており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成5年総理府令第9号。以下「施行規則」という。）において、個体識別措置の対象種等が規定されている。

令和4年11月にパナマシティ（パナマ共和国）で開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）第19回締約国会議において、附属書が改正（令和5年2月23日発効）されたことに伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。）を改正し、国際希少野生動植物種の追加、削除等を行う。これに伴い、施行規則で規定する個体識別措置の対象種が変更となるため、施行規則の改正を行う。

## 2. 改正の概要

<個体識別措置の対象種及び措置の内容の規定等>

法第20条第2項第4号の環境省令で定める国際希少野生動植物種は、法第20条第1項の登録を受けようとするときには個体識別措置を講じる必要があるが、体長が小さくマイクロチップ等の装着を行えないなど個体識別措置を行うことが必ずしも適当ではない種については、施行規則において、個体識別措置を講じる種から除外することとしている。

今般の施行令の改正により追加等をされた国際希少野生動植物種のうち、施行令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種（爬虫綱）は、施行規則第11条第3項第3号において、原則として個体識別措置の対象となっているが、以下の種については、個体識別措置の対象外とし、これらの種を、個体識別措置の対象外となる種を規定している施行規則第11条第3項第3号各号列記の部分に追加する。

*Tiliqua adelaidensis*（アデレードアオジタトカゲ）

*Kinosternon vogti*（キノステルノン・ヴォグティ）

## 3. 施行日

施行 令和5年2月23日（改正政令の施行の日）